



宮崎労働局発表  
令和3年6月15日

【照会先】宮崎労働局雇用環境・均等室  
室長 狭間 美恵  
監理官 中玉利 浩治  
室長補佐 黒木 章寛  
(電話) 0985-38-8821

くるみん認定企業が新たに7社誕生！

## くるみん認定通知書交付式の開催決定！！

宮崎労働局(局長 田中 大介)は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)**として、下記法人を新たにくるみん認定しました。

今回の認定により、当局管内のくるみん認定企業数は **44社**(うちより高い水準を満たしたプラチナくるみん認定企業数は1社)となりました。

認定日

	1. 南國興産 株式会社	●都城市	●製造業	4月21日
	2. 社会福祉法人 浄信会	●小林市	●医療、福祉	4月21日
	3. 株式会社 大森淡水	●宮崎市	●卸売業	5月06日
	4. 公益財団法人 宮崎文化振興協会	●宮崎市	●教育、学習支援業	5月13日
	5. 社会福祉法人 立縫会	●日向市	●医療、福祉	5月17日
	6. 株式会社 宮崎県ソフトウェアセンター	●宮崎市	●情報通信業	5月18日
	7. 社会福祉法人 えびの明友会	●えびの市	●医療、福祉	5月18日

※認定企業に対する通知書交付式は下記により行います。

【日時】令和3年6月22日(火)

①13時30分～ 参加企業：1・5・7

②15時00分～ 参加企業：2・3・4・6

【場所】宮崎労働局2階共用会議室

(宮崎市橋通東3丁目1番22号)

【内容】・局長あいさつ・認定通知書の交付・記念撮影

※取材連絡について

報道各社におかれましては、当日の写真撮影及び交付式終了後の認定企業への取材は可能です。取材の際はご一報お願い致します。



## — 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」について —

次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を図るための法律です。事業主は、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備や多様な労働条件整備に取り組むために「一般事業主行動計画」を策定することになっています。

行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした事業主は、申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

なお、認定マークの星は認定回数に応じて付与されます。今回、くるみん認定を取得された法人7社は1回目のくるみん認定のため、星が1つ付与されています。



### 参考資料

#### 1 「くるみん」認定企業

- (1) 南國興産株式会社の取組状況
- (2) 社会福祉法人浄信会の取組状況
- (3) 株式会社大森淡水の取組状況
- (4) 公益財団法人宮崎文化振興協会の取組状況
- (5) 社会福祉法人立縫会の取組状況
- (6) 株式会社宮崎県ソフトウェアセンターの取組状況
- (7) 社会福祉法人えびの明友会の取組状況

#### 2 宮崎労働局におけるくるみん認定企業名簿

#### 3 くるみん認定基準

## 南國興産 株式会社

所在地 : 宮崎県都城市  
 事業内容 : 製造業  
 代表者 : 代表取締役 弓削 昭男  
 労働者数 : 232 名 (男性 200 名、女性 32 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 29 年 04 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日

(2) 行動計画の目標

- ① 短時間勤務や子の看護休暇制度の情報提供を行う。
- ② 男性の育児休業に関する制度、社会保険料免除の制度の情報提供を行う。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 制度に関する分かりやすいパンフレットを作成し、事業所内に掲示して全労働者へ周知を図った。
- ② ①同様に制度に関する分かりやすいパンフレットを作成し、掲示にて全労働者に周知を図ると共に課長会議にて同パンフレットを活用し研修会を実施し理解度を高めた。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

- <男性> 育児休業利用者 3 名 (配偶者の出産者 22 名、育児休業取得率 13%)  
 <女性> 育児休業利用者 8 名 (出産した女性労働者 7 名、育児休業取得率 114%)

### 4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

- ① 育児短時間勤務制度の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者まで拡大する措置を講じている。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- ① 所定外労働時間の圧縮のため毎月 30 時間以上の超過勤務者が発生した場合に、部門長宛に残業内容報告書を提出させ、問題点等を把握し対処している。

## 社会福祉法人 浄信会

所在地 : 宮崎県小林市  
 事業内容 : 医療、福祉  
 代表者 : 理事長 岩崎 豊文  
 労働者数 : 148 名 (男性 5 名、女性 143 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 29 年 04 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日

(2) 行動計画の目標の内容

- ① 妊娠中の女性職員の母性健康管理についての相談窓口を設置する。
- ② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 母性健康管理の相談窓口を設置し、窓口担当者を対象に研修会を実施した。相談窓口についてはリーフレットを作成し、各事業所への掲示により全労働者へ周知を図った。
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の各場面で利用できる両立支援制度をパンフレットにまとめ、各事業所への掲示により全労働者へ周知を図った。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 子の看護休暇利用者 1 名

<女性> 育児休業利用者 29 名 (出産した女性労働者 26 名、育児休業取得率 111%)

### 4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

- ① 育児短時間勤務制度の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者まで拡大する措置を講じている。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- ① 年次有給休暇の取得促進のための措置として、女性活躍推進法に基づく行動計画の中で年次有給休暇取得率の向上を目標に掲げ、勤務シフト作成時は年次有給化の取得状況を考慮し、個別に働きかける等行っている。

## 株式会社 大森淡水

所在地 : 宮崎県宮崎市  
 事業内容 : 製造業  
 代表者 : 代表取締役 大森 伸昭  
 労働者数 : 162 名 (男性 78 名、女性 79 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成 31 年 04 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 子の看護休暇制度について、時間単位での取得を可能とするなど、より利用しやすい制度の導入を目指す。
  - ② 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設置する。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 子の看護休暇についてのアンケート調査を実施後、より利用しやすい中抜けありの時間単位での取得を可能とする制度導入を行った。その後全労働者へ社内掲示板による周知及び管理者に対して制度理解を深めるための研修を実施した。
- ② 部署毎に検討会を開催し所定外労働時間の削減のための解決すべき問題点を洗い出し、ノー残業デーを設置した。その後、毎月「ノー残業デーのお知らせ」チラシを社内掲示板に掲示し周知することにより所定外労働時間削減の促進を行った。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

- <男性> 育児休業利用者 3 名 (出産した配偶者 3 名、育児休業取得率 100%)  
 <女性> 育児休業利用者 5 名 (出産した女性労働者 3 名、育児休業取得率 166%)

### 4 その他の認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
- ① 小学校就学前までの子を養育する労働者について、育児のための時差出勤制度の措置を講じている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ① 所定外労働の削減のための措置として、部署毎のノー残業デーを設置し全労働者へ社内掲示板による周知を行っている。

## 公益財団法人 宮崎文化振興協会

所在地 : 宮崎県宮崎市  
 事業内容 : 教育、学習支援業  
 代表者 : 理事長 小泉 英一  
 労働者数 : 78 名 (男性 37 名、女性 41 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 29 年 08 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日

(2) 行動計画の目標

- ① 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の諸制度の周知や情報提供を行う。
- ② 育児介護休業等を取得した職員が、職場復帰しやすいように支援する。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 産前産後休暇、育児休業等、育児休業給付金に係るチラシを作成し社内メールで労働者に周知した。
- ② 妊娠相談時より個別面談シートを活用し今後のスケジュールをお互いで確認しあい共有化を図る。又、育休復帰支援プラン票を作成し取組内容の理解と個人宛メール発信にて職場復帰しやすいように支援している。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 子の看護休暇利用者 2 名

<女性> 育児休業利用者 4 名 (出産した女性労働者 4 名、育児休業取得率 100%)

### 4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

- ① 所定外労働の制限制度の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者まで拡大する措置を講じている。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- ① 所定外労働の削減のための措置として、毎週木曜日をノー残業デイとして取組している。

## 社会福祉法人 立縫会

所在地 : 宮崎県日向市  
 事業内容 : 医療、福祉  
 代表者 : 理事長 黒木 宣博  
 労働者数 : 98 名 (男性 38 名、女性 60 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成 28 年 06 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 育児休業等に関する諸制度を周知する。
  - ② 3 歳以上を養育する労働者に対して所定外労働の制限を措置する。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 産前・産後休業、育児休業等に関する諸制度についての資料を作成し、掲示により全労働者へ周知を図った。
- ② 規定を改訂し、所定外労働の制限の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者へと拡大した。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

- <男性> 子の看護休暇利用者 2 名
- <女性> 育児休業利用者 6 名 (出産した女性労働者 6 名、育児休業取得率 100%)

### 4 その他の認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
- ① 所定外労働の制限制度の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者まで拡大する措置を講じている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ① 所定外労働の削減のための措置として、毎週ノー残業デーを周知し、定時退社を促した。

## 株式会社 宮崎県ソフトウェアセンター

所在地 : 宮崎県宮崎市  
 事業内容 : 情報通信業  
 代表者 : 代表取締役社長 長友 秀泰  
 労働者数 : 144 名 (男性 125 名、女性 19 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 28 年 06 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日

(2) 行動計画の目標の内容

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付金、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を図る。

### 2 目標に対する取組結果

- ① 平成 28 年 06 月より毎年 1 回、育児・介護休業法、雇用保険法に基づく給付金関係について電子メールで諸制度を社員に周知した。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業者 1 名、配偶者出産休暇取得者 5 名  
 (育児休業+配偶者出産休暇率 62%)

<女性> 育児休業利用者 2 名 (出産した女性労働者 2 名、育児休業取得率 100%)

### 4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

- ① 所定外労働の制限を法の 3 歳までから、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大している。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- ① 所定外労働の削減のために変形労働時間制度を導入している。

## 社会福祉法人 えびの明友会

所在地 : 宮崎県えびの市  
 事業内容 : 医療、福祉  
 代表者 : 理事長 桑原 健悟  
 労働者数 : 172 名 (男性 40 名、女性 132 名)  
 認定回数 : 1 回目



### 1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 28 年 04 月 01 日～令和 03 年 03 月 31 日

(2) 行動計画の目標の内容

- ① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、手続きについて説明する。
- ② 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。
- ③ 育児休業取得の職員に情報提供を行い、円滑に復帰できるよう支援する。

### 2 目標に対する取組結果

- ① インターネット等を利用し、各種制度についての調査を行い、各事業所へ関係資料の社内掲示板による掲示及び備え付けにより全労働者へ周知を行った。
- ② 管理者に対し育児休業等の改正に伴う認知度についてアンケート調査を行い、その結果を基に「育児休業を取得しやすい職場環境を作る」ことをテーマに管理職研修を実施した。
- ③ 育児休業取得者の把握を行い、該当労働者へ必要書類を用い手続き等の説明を行った。また希望者へ育児休業者職場復帰プログラムを平成 30 年 4 月 1 日から取り入れ情報提供を行った。

### 3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業利用者 2 名 (出産した配偶者 3 名、育児休業取得率 66.6%)

<女性> 育児休業利用者 10 名 (出産した女性労働者 11 名、育児休業取得率 90%)

※計画期間後取得により、育児休業取得率 100%達成済

### 4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

- ① 所定外労働の制限制度の対象者を、法定の 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者まで拡大する措置を講じている。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- ① 年次有給休暇の取得促進のための措置として、連続した 5 日間を上限としたリフレッシュ休暇制度の導入及び年次有給休暇付与計画表等により個人付与方式を採用し、取得促進を講じている。



(宮崎労働局における次世代法に基づく認定企業名簿)

別添2

くるみん認定企業一覧

認定企業数 44社  
(内 6社2回、2社3回認定)

(R3年5月末時点)

認定件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年
1	医療法人和敬会	医療、福祉	西臼杵郡高千穂町	2007年
2	株式会社宮崎銀行	金融、保険業	宮崎市	2011年・2014年・2019年
3	医療法人久康会	医療、福祉	延岡市	2011年・2015年
4	国立大学法人宮崎大学	教育・学習支援業	宮崎市	2013年
5	株式会社丸正フーズ	製造業	えびの市	2014年・2017年・2020年
6	宮崎交通株式会社	運輸業、郵便業	宮崎市	2014年
7	学校法人南九州学園	教育・学習支援業	宮崎市	2014年
8	株式会社旭化成アビリティ	サービス業 (他に分類されないもの)	延岡市	2014年
9	株式会社悠隆	医療、福祉	延岡市	2014年
10	社会福祉法人宮崎福祉会	医療、福祉	宮崎市	2015年
11	医療法人如月会	医療、福祉	宮崎市	2015年
12	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	医療、福祉	都城市	2015年、2019年
13	医療法人社団高信会	医療、福祉	宮崎市	2015年
14	株式会社ソラシドエア	運輸業、郵便業	宮崎市	2015年、2019年
15	株式会社グローバル・クリーン	サービス業 (他に分類されないもの)	日向市	2015年
16	社会福祉法人愛育福祉会	医療、福祉	延岡市	2015年・2018年
17	医療法人建悠会	医療、福祉	延岡市	2015年
18	株式会社宮崎日日新聞社	情報通信業	宮崎市	2015年、2019年
19	株式会社フェニックスシステム研究所	情報通信業	宮崎市	2015年
20	社会福祉法人ときわ会	医療、福祉	小林市	2015年
21	有限会社ケアプロジェクト	医療、福祉	宮崎市	2016年、2020年
22	医療法人社団栄正 慈英病院	医療、福祉	宮崎市	2018年
23	医療法人社団静雄会 藤元上町病院	医療、福祉	都城市	2018年
24	AKMテクノロジー株式会社	技術サービス業	宮崎市	2018年
25	日新興業株式会社	建設業	延岡市	2018年
26	丸栄宮崎株式会社	製造業	宮崎市	2019年
27	医療法人岡田整形外科	医療、福祉	宮崎市	2019年
28	株式会社岡崎組	建設業	宮崎市	2019年
29	宮崎センコーアポロ株式会社	運輸業、郵便業	延岡市	2020年
30	社会福祉法人ひまわり会	医療、福祉	日向市	2020年
31	医療法人養気会 池井病院	医療、福祉	小林市	2020年
32	えびの電子工業株式会社	製造業	えびの市	2020年



くるみん認定企業一覧

(R3年5月末時点)

33	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	医療、福祉	小林市	2020年
34	株式会社イーテック	製造業	宮崎市	2020年
35	医療法人育成会 矯正・小児ひまわり歯科	医療、福祉	宮崎市	2020年
36	株式会社ダンロップゴルフクラブ	製造業	都城市	2021年
37	株式会社オロ宮崎	情報通信業	宮崎市	2021年
38	南國興産株式会社	製造業	都城市	2021年
39	社会福祉法人浄信会	医療、福祉	小林市	2021年
40	株式会社大森淡水	卸売業	宮崎市	2021年
41	公益財団法人宮崎文化振興協会	教育、学習支援業	宮崎市	2021年
42	社会福祉法人立縫会	医療、福祉	日向市	2021年
43	株式会社宮崎県ソフトウェアセンター	情報通信業	宮崎市	2021年
44	社会福祉法人えびの明友会	医療、福祉	えびの市	2021年



プラチナくるみん認定企業一覧

認定企業数 1社

(R3年5月末時点)

認定件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年
1	有限会社 ケアプロジェクト	医療・福祉	宮崎市	2020年

 <p>くるみん 認定基準</p>	 <p>プラチナくるみん 認定基準</p>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと                  ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること                  ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p>&lt;労働者数300人以下の企業の特例&gt;                  計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。                  ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。                  ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。                  ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。                  ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt;                  上記6を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと                  ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。                  ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。                  ① 所定外労働の削減のための措置                  ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置                  ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置                  ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと                  ※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表</li> <li>・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告</li> <li>・労働保険料未納</li> <li>・長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし</li> <li>・労働基準関係法令の同一条項に複数回違反</li> <li>・違法な長時間労働を繰り返す行方企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表等</li> </ul>	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと                  ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上                  ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt;                  計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、                  ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上                  ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。                  &lt;従業員300人以下の企業の特例&gt;                  上記10の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div data-bbox="938 1299 1407 1702" style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px; background-color: #e0ffe0;"> <p><b>「フルタイムの労働者等」とは</b>                      短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。</p> </div> <div data-bbox="869 1646 1117 1892" style="text-align: center;">  </div>

宮崎労働局雇用環境・均等室

〒880-0805宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階 TEL0985-38-8821